

2025年7月1日実施

## 電動車V2G実証プラン、電動車V2H実証プラン 重要事項説明書

### 【お申込み時の注意点】

ご利用されていた他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えにつきましては、お申込み前に、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。特に、以下の点にご留意ください。

- ・当社と新たに契約される場合、旧事業者との間で締結された電気需給契約が解除されます。旧事業者との電気需給契約の内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込み手続き後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。
- ・旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。

電動車V2G実証プランのお申込みには、以下の各条件に適合している必要があります。各条件に適合しないと当社で判断した場合、契約をお断りさせていただきます。

- ・当社指定の充放電設備が同一需要場所に設置してあること。
- ・当社指定の充放電設備が逆流ありで、送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続になっており、かつ託送供給等約款における発電者にかかる事項を遵守していること。
- ・当社指定の充放電設備より放電された電力を一般送配電事業者の供給設備を介して当社が買取する契約（以下、「買取契約」といいます。）もあわせてお申込みいただくこと。
- ・当社指定の充放電設備以外の太陽光発電設備や蓄電池が同一需要場所に設置されていないこと。
- ・当社指定の対応車種をいずれか1台のみ所有しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。

なお、すでにご契約中のお客さまにおいては、上記条件に適合していないと当社が判断した場合、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

電動車V2H実証プランのお申込みには、以下の各条件に適合している必要があります。各条件に適合しないと当社で判断した場合、契約をお断りさせていただきます。

- ・当社指定の充放電設備が同一需要場所に設置してあること。
- ・当社指定の充放電設備以外の太陽光発電設備や蓄電池が同一需要場所に設置されていないこと。
- ・当社指定の対応車種をいずれか1台のみ所有しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。

なお、すでにご契約中のお客さまにおいては、上記条件に適合していないと当社が判断した場合、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

### 1. お申込み方法

当社所定の方法によってお申込みしていただきます。その他、本重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合があります。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより電気需給契約および買取契約のお申込みをいただいたものとします。また、上記条件すべてに適合していても、当社都合により、お申込みの受付およびお申込み受付後の契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。

### 2. 電気の需給開始および買取開始

当社所定の方法でのお申込みの際に希望された日、または別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日とします。引っ越しなどを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客さまが、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約および買取契約の締結前に電気の使用を開始および電気の買取を開始されていた場合の供給開始日および買取開始日については、他の小売電気事業者が需給開始日および買取開始日を指定した場合等を除き、お客さまが実際に電気の使用を開始および電気の買取を開始した日とします。

### 3. 電気基本需給約款および電気個別約款

電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。）およびお客さまが適用を受ける電気個別約款（以下、「個別約款」といいます。）（以下、「基本約款」、「個別約款」をあわせて「電気約款」といいます。）は、当社ホームページ（<https://www.machi-ene.jp/>）で閲覧・ダウンロード可能です。

### 4. 料金

本プランの料金単価ならびに諸条件につきましては、別紙《料金表》をご参照下さい。

### 5. その他費用負担

お客さまは、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法によりお支払いいただきます。詳細は、基本約款第23条をご参照ください。

### 6. 違約金

お客さまが基本約款第24条に定める項目に該当し、そのために接続供給にかかる料金の全部または一部の支払を免れたとして、当社が一般送配電事業者から、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該違約金に相当する金額を当社に支払うものとします。詳細は、基本約款第24条をご参照ください。

### 7. お客さまの申し出による解約等

お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に電気需給契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。詳細は基本約款第29条をご参照ください。

### 8. 契約電流または契約容量

お申込みいただいた契約電流または契約容量は、個別約款にてお客さまが適用を受ける契約種別にもとづき算定した契約電流または契約容量とします。

### 9. 供給電圧および周波数

100V または 200V、標準 50Hz または 60Hz

### 10. 使用電力量の計量ならびに料金の算定

一般送配電事業者設置の記録型電力量計（スマートメーター）により30分単位で計量します。ま

た、料金の算定期間は、①電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合、②契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合、③計量期間等の日数とその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、「1月」を単位とし、計量された使用電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、個別約款第6条に従い、日割計算します。なお、計量器の故障等により使用電力量が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議によって使用電力量を定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が使用電力量を決定します。

#### 11. 各料金プランの終了

当社は、電動車V2G実証プランを2026年3月31日をもって終了します。電動車V2G実証プランにご契約中のお客さまは、当該終了日以降最初の検針日より、電動車V2H実証プランが適用となります。その際、当社が適当と考える方法によりお客さまへ周知いたします。なお、電動車V2G実証プランから電動車V2H実証プランへの変更の際は、当該買取契約は解約となります。

なお、電動車V2H実証プランは2027年3月31日以降で廃止を予定しております。その際、当社はあらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を当社が適当と考える方法によりお客さまへ周知いたします。電動車V2H実証プランにご契約中のお客さまは、電動車V2H実証プラン廃止日以降最初の検針日より、きほんプランが適用となります。その際、当社が適当と考える方法によりお客さまへ周知いたします。

きほんプラン適用の電気個別需給約款

[https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/agreement\\_20250401.pdf](https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/agreement_20250401.pdf)

きほんプラン適用の重要事項説明書

[https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/important\\_20250401-update01.pdf](https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/important_20250401-update01.pdf)

また、各料金プランの新規申込み受付を終了する場合があります。受付終了に際しては、あらかじめ当社が適当と判断する方法にて告知いたします。

#### 12. 契約期間と契約の更新

当社との需給契約は電気供給を開始した日から起算して1年間といたします。

契約期間満了日に先だってお客さま、または当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に1年間、電気需給契約が更新されます。なお、契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、当社にその旨を通知していただく必要があります。ただし、引越しなどを理由に契約期間中にお客さまの申し出により契約終了を希望する場合は、あらかじめ15日前までに電話または当社会員ページで申し出をしていただきます。

なお、当社との買取契約がある場合は、当該買取契約は2026年3月31日以降最初の検針日の前日までといたします。

#### 13. 契約の更新時の説明および書面交付

当社は、契約の更新に伴う供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付については、以下の方法により行うこととします。お客さまには、これらの点については、あらかじめご承諾していただきます。

- ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間についてのみ行うこととし、その他の供給条件についての説明は行いません。また、当該説明の際は、契約締結前の書面交付は省略させていただきます。
- ② 契約締結後に交付する書面には、当社の名称および住所、お客さまとの契約（更新）年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。また、当社は、上記各記載事項を、個別に通知する方法またはホームページに掲載する方法その他法令に従い当社が適当と判断した方法でお客さまに提供することをもって、契約締結後交付書面の交付とみなすこととします。

#### 14. 料金等の支払方法および支払時期

支払方法は、原則としてクレジットカード払いまたは口座振替とします。なお、一定期間支払い方法

の登録が完了していない場合、支払い依頼書発行手数料 550 円（郵便料金のほか当社の事務処理手数料を含みます。）をいただきます。また、当社は原則として、お客さまに対する領収書の発行は行いません。料金の支払時期は、口座振替については、計量日または検針日以降に計算する電気料金の請求日（以下「支払義務発生日」といいます。）から起算して30日以内に到来する27日とし、クレジットカード払いについては、支払義務発生日から起算して翌営業日とします。また、一般送配電事業者の請求に応じお客さまにご負担いただく費用等の支払時期は、都度当社が定める支払期日までとします。詳細は、基本約款第17条をご参照ください。

#### 15. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった場合や、お客さまが電気料金を支払期日の経過後も支払わなかった場合は、当社は契約を解除する場合があります。その場合、当社は解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、契約を解除いたします。詳細は、基本約款第30条をご参照ください。契約の解除を行う際、当社との買取契約がある場合は、その買取契約もあわせて解除いたします。

#### 16. 電気の供給および買取に関してお客さまにご協力いただく事項等

当社はお客さまへ電気を供給および買取するために、電気の供給および買取に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がある場合などのご連絡、必要がある場合の立ち入り業務などにご協力いただくことがあります。お客さまにご協力いただく事項の詳細は、基本約款第20条をご参照ください。

#### 17. 契約締結時の説明および書面交付

当社は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付（契約締結前書面）および同法第2条の14第1項に基づく書面の交付（契約締結後書面）については、遅滞なく、当社ホームページ上へ掲載する方法および当社会員ページへの掲載する方法ならびにその他法令に従い当社が適当と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとし、

#### 18. 重要事項説明書または電気約款の変更

当社が本重要事項説明書または電気約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他法令に従い当社が適当と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件および買取条件は、変更後の重要事項説明書または電気約款によります。

#### 19. 契約変更時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

本重要事項説明書または電気約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件、買取条件の説明、本契約変更前の書面交付および本契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- ① 供給条件、買取条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、法令に従い当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合には法令に従い当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号および受給地点特定番号を記載します。
- ③ 上記にかかわらず、本重要事項説明書または電気約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約および買取契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件、買取条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

#### 20. 暴力団排除に関する事項

お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなど、基本約款第 34 条第 1 項に定める事項および同条第 2 項に定める行為を行わないことについて表明および保証をしていただけない場合、当社はお客さまからのお申込みをお断りいたします。

#### 21. 申込書類の管理、保管

プライバシーポリシーに記載の通り、社内規定に則り管理いたします。なお、預金口座振替依頼書は、当社より収納企業に送付後、ご指定の金融機関に提出され保管されます。

#### 22. お問い合わせ先

- 小売電気事業者：MCリテールエナジー株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）  
登録番号：A0140  
代表取締役社長：荒木 敬幸
- 媒介業者：三菱商事株式会社、または本重要事項説明書末尾記載の通り
- お問い合わせ先：EVee カスタマーセンター  
電話：0570-021-686  
受付時間：月～土 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く）

個人情報取り扱いに関する重要事項（個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー））

当社は、お客さまに安全安心な電力を供給する事で社会に貢献するという理念の下、情報セキュリティ・マネジメントを構築し、厳格な情報管理を行っています。

特に個人情報（特定個人情報等を含む。）に関しては、その保護を通じ、お客さまおよび当社の事業活動に関係するすべての方々に関心と安全を提供することが社会的責務と考えています。

そのため、当社は、個人情報に関連する法令を遵守するとともに、個人情報の適切な取扱いを個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）として以下に定め、役員に周知し、個人情報保護に全社で取り組んでまいります。

- 個人情報管理責任者を設置し、個人情報を適切に保護するための体制および社内規程を整備します。
- 個人情報の取得にあたり、あらかじめ利用目的を明らかにし、その目的のために必要な範囲で個人情報を取得いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取得した個人情報は利用せず、偽りその他不正の手段による個人情報の取得はいたしません。

【個人情報の利用目的】

当社は、お客さまから取得し保有する個人情報を次の目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

- お客さまのお問い合わせ・ご相談・苦情・修理・サポートへの対応、確認および記録のため。
- 資料請求をいただいた場合に、資料の送付のため。
- アンケート回答者、キャンペーン・イベント参加者等への、資料や商品等の送付・郵送のため。
- アンケートにお答えいただいた場合に、利用動向等の統計的な資料の作成のため。
- SNSやウェブサイト等で実施するキャンペーンにて、参加者の投稿・投票結果等を公開するため。
- 契約の締結・履行、その他の取引管理を行うため。
- アフターサービスや設備等の保守・保全などを行うため。
- 当社および当社の関係会社・提携先が取り扱う商品・サービスのご案内を行うため。
- 当社の商品・サービスの改善・開発やそれに関するご案内を行うため。
- 関係法令により必要とされている業務、および付随する業務を行うため。
- 当社の商品・サービスに関する媒介業務および販売代理業務を行う企業との顧客管理のため。
- 広告配信事業者を利用した行動ターゲティング広告の配信のため
- 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスを把握、向上や開発のため。

【役員、採用活動に関わる個人情報の利用目的】

当社は、役員や採用活動に応募いただいた方から取得し保有する個人情報（以下「役員や採用活動に係る個人情報」と表記）を次の各号の利用目的の範囲内で取り扱わせていただくものとします。

- 役員の人事管理、雇用管理、福利厚生、給与計算、安全衛生等の業務
- 当社への採用選考にエントリーする方、採用に関する情報の提供を希望する方に対する連絡、回答および採用選考に係る業務
- 当社はお客さまの個人情報、役員や採用活動に係る個人情報を、法令に基づく場合などを除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
- 当社はお客さまの個人情報、役員や採用活動に係る個人情報の取り扱いを、第三者に委託する場合には法令などに従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 当社は、お客さまの個人情報、役員や採用活動に係る個人情報個人データに対し、以下の安全管理措置を実施しております。

- 個人情報保護基本方針の策定  
個人情報の適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」ならびに「質問および苦情処理の窓口」等について本指針（個人情報保護基本方針）を策定しています。
- 個人情報の取扱いに係る規律の整備  
取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の取扱いフェーズごとに、取扱方法、責任者・担当者および役割・責任等について「個人情報保護基本規程」を策定しています。
- 組織的安全管理措置  
個人情報の取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人情報を取り扱う役員および当該役員が取り扱う個人情報の範囲を明確化し、個人情報保護法や個人情報保護基本規程に違反している事実または兆候を把握した場合の個人情報管理責任者への報告連絡体制を整備しています。
- 人的安全管理措置  
個人情報の取扱いに関する留意事項について、役員に定期的な教育を実施しています。

- 物理的安全管理措置  
個人情報を取り扱う区域において、役員員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を実施しています。
- 技術的安全管理措置  
アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するとともに、個人情報を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

当社は、以下のとおり、お客さまの個人情報ならびに個人関連情報を利用します。

- 共同利用者  
以下の者との間でお客さまの個人情報ならびに個人関連情報を共同で利用することがあります。  
なお、共同利用者の管理責任者は、下記の該当ページ（URL）から確認することができます。（※1）
  - 小売電気事業者（※2）
  - 一般送配電事業者（※3）
  - 電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者（※4）
  - 電気に付帯するサービスの提供者等ならびに個人関連情報取扱事業者：以下のページをご参照ください。  
<https://www.machi-ene.jp/policy/datasharing>
- 利用目的

当社は、共同利用者との間で以下の情報を共同利用します。

- 基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号
- 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法、請求金額、割引区分、契約変更有無、受電電圧
- ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
- 電気に付帯するサービスの取引に関する情報

当社は、以下のとおり、役員員の個人情報ならびに個人関連情報を利用します。  
尚、採用に係る個人情報ならびに個人関連情報については共同利用を行いません。

- 共同利用者  
以下の者との間で役員員の個人情報ならびに個人関連情報を共同で利用することがあります。
  - 三菱商事株式会社
  - エイチアールワン株式会社
  - 社会保険労務士法人とうかい
  - ヒューマンリンク株式会社
  - 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
- 利用目的

当社は、共同利用者との間で、以下の目的で役員員の個人情報を利用することがあります。

- 業務連絡、設備・施設管理に関する業務のため。
- 異動、考課、表彰、懲戒その他人事管理に関する業務のため。
- 結婚、死亡等における各種慶弔手続き・連絡に関する業務のため。
- 労務管理に関する事務のため事務のため。
- 賃金、賞与、退職金に関する業務のため。
- 教育訓練に関する業務のため。
- 福利厚生等に関する業務のため。
- 安全・衛生、健康管理等に係る業務のため。
- 雇用保険、社会保険に関する業務のため。
- 事業活動の推進に関し、人事情報を統計・分析・活用し、人材の発掘・配置・育成に関する業務のため。
- 税・社会保障等、法令にもとづく業務のため。
- 上記各号に関連し又は付帯する業務のため。

共同利用する情報

当社は、共同利用者との間で以下の情報を共同利用します。

- 氏名、役員番号等個別に付与された識別番号、住所、所属、役職等、従業員等本人に関する基本情報
- 家族の氏名、扶養状況等、従業員等の家族に関する情報
- 役員等の資格、異動、考課、表彰、懲戒等、人事管理に関する情報
- 給与、賞与、退職金に関する情報、福利厚生サービスの利用状況等、福利厚生に関する情報
- 健康診断結果等、健康に関する情報、その他人事・経營業務管理上取得・保有する情報

当社は、個人情報を提供されたお客さまご本人から、個人情報について利用目的の通知、開示（第三者提供の記録の開示を含む）、訂正、利用停止、消去等のご請求、また個人情報の取扱いおよび仮名加工情報・匿名加工情報等に関するご質問、苦情のお申し出等を受け付けておりま

す。

- 各種専用フォーム  
ご請求等を希望される方は、以下の事項をお読みの上、各種専用フォーム(PDF)を利用し、お問い合わせ窓口にご連絡ください。合理的な範囲で速やかに対応いたします。  
なお、個人情報の取扱いおよび仮名加工情報・匿名加工情報等に関するご質問、苦情のお申し出に関する専用フォームはございませんので、直接お問い合わせ窓口にご連絡ください。

- 利用目的の通知  
[保有個人情報利用目的通知請求書\(PDF\)](#)
- 開示  
[保有個人情報開示請求書\(PDF\)](#)  
[保有個人情報の第三者提供記録請求書\(PDF\)](#)
- 訂正等  
[保有個人情報訂正等請求書\(PDF\)](#)
- 利用の停止等  
[保有個人情報利用停止等請求書\(PDF\)](#)

本人確認用書類  
開示等を請求する方がご本人様かどうかを確認させていただく書類として、次のうちいずれかの写しを、上述の書類に添付してください。

- 運転免許証  
有効期限内のもので、現住所が記載されている面の写しを含むこと。国際運転免許証は除く。
- 日本国の旅券（パスポート）  
有効期限内のもので、現住所が記入されている面の写しを含むこと
- 健康保険証あるいは年金手帳ならびに次のいずれか（住民票、公共料金領収書、公共料金請求書）
- 住民票・公共料金領収書・公共料金請求書は発行日より3か月以内で、現住所が記載されているもの
- 外国人登録証明証ならびに次のいずれか（旅券、公共料金領収書、公共料金請求書）  
注：公共料金領収書・公共料金請求書は、発行日より3か月以内で、現住所が記載されているもの

＜任意代理人の場合の確認書類＞

- ご本人様による委任状（代理人との関係、代理を要する理由、代理人の方の氏名・ご住所・電話番号も記載）
- ご本人様の印鑑証明書（委任状には、印鑑証明登録印の押印が必要となります）
- 代理人の方の身分証明書（運転免許証など公的書類の写し）

＜法定代理人の場合の確認書類＞

- 法定代理権があることを確認するための書類（保険証などの写し）
- 法定代理人本人であることを確認するための書類（法定代理人の運転免許証など公的書類の写し）  
注：法定代理人とは、親権者・成年後見人を意味します。  
本人確認用（代理人・法定代理人含む）書類として、運転免許証や住民票などをご利用される場合は、当該「本籍地」を黒で塗りつぶすなどして読み取りできない状態にしてご送付ください。

3) 手数料  
以下ご請求の場合、1回につき1,000円（税込）の手料を申し受けます。

- 利用目的の通知
- 開示請求、第三者提供記録請求  
前述の(1)各種専用フォーム(2)本人確認用書類と共に、手数料分の定額小為替を同封の上、郵送にて下記のお問い合わせ先へお送りください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

当社における個人データの取扱いに関するご質問やご苦情に関しては下記の窓口にご連絡ください。  
・まちエネカスタマーセンター 電話番号：0570-200-767  
・EVeeカスタマーセンター 電話番号：0570-021-686  
受付時間：月～土 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

【利用目的の通知および開示等請求に関するお問い合わせ先】

当社へのお客さまの個人情報の利用目的の通知および開示等請求は、郵送にて受付します。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル6階 M C リテールエナジー株式会社 個人情報保護相談窓口 行

【役員や採用活動に係る個人情報のお問い合わせ先】

当社の役員や採用活動に係る個人情報のお問い合わせは、下記の窓口にご連絡ください。

尚、採用活動に係る個人情報のお問い合わせについては郵送にて受付します。  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル6階 M C リテールエナジー株式会社 個人情報保護相談窓口 行

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報）を取扱う場合、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従い、個人情報を加工すること
- 法令で定める基準に従い、消去情報等の漏えいを防止するために、必要な安全管理措置を講じること
- 法令に基づく場合のほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱わないこと
- 仮名加工情報を取得したときは、速やかに、その利用目的を公表し、また、利用目的を変更した場合は、変更後の利用目的を公表すること
- 仮名加工情報である個人データおよび消去情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データおよび消去情報等を遅滞なく消去すること
- 法令に基づく場合のほか、仮名加工情報（個人情報に該当するものを除く）を第三者に提供しないこと
- 仮名加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合しないこと
- 個人情報である仮名加工情報を取り扱うにあたっては、元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で連絡先その他の情報を利用しないこと
- 仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、仮名加工情報の作成その他の取り扱いに関する苦情の処置その他の仮名加工情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めること
- 当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を取扱う場合、以下の対応を行います。

- 匿名加工情報を作成する場合、以下の対応を行います。
  - 法令で定める基準に従い適正な加工を施すこと
  - 法令で定める基準に従い消去した情報や、加工方法の情報の漏えいを防止するために、安全管理措置を講じること
  - 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
  - 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
  - 匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の作成その他の取り扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めること
- 当社は、お客さまの個人情報を加工して匿名加工情報として作成し、マーケティング、新サービスの開発、商品の開発支援のために第三者に提供いたしますので、提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供方法を以下のとおり公表すると共に、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

① 匿名加工情報内の個人に関する情報の項目：生年月、性別、居住市区町村、電気使用日時、使用電力情報（使用量および力率等）、契約容量、その他世帯人数、家族構成、住宅形態

② 匿名加工情報の第三者への提供の方法：匿名加工情報であることを明示の上、書面またはパスワード保護を行った電子ファイルを外部記憶媒体に保存し、手交または送付

- 個人情報保護の取り組みを役員に周知徹底するとともに、継続的に改善し、向上に努めます。

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしもすべての小売電気事業者、一般送配電事業者および需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます。事業者の名称、所在地等は、以下の資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。  
<https://www.enecho.meti.go.jp/>

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます。事業者の名称、所在地等は、以下の電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。  
[https://www.occto.or.jp/occto/about\\_occto/soshiki.html](https://www.occto.or.jp/occto/about_occto/soshiki.html)

※5 小売供給等契約の廃止取次とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

-----  
制定日2015年12月23日

改定日2016年4月19日

2018年5月23日

2022年4月1日  
2023年11月1日  
2024年12月23日  
2025年1月31日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル6階  
MCリテールエナジー株式会社 代表取締役社長 荒木 敬幸

【補足】サイトのご利用にあたって

- 当サイトでお客さまから個人情報をご提供いただく際は、通信途上における第三者の盗聴等を防止するため、SSL (Secure Sockets Layer)/TLS (Transport Layer Security)による暗号化技術を使用しています。ただし、ご本人のブラウザ環境により、まれにこれらの技術をご利用いただけない場合があります。その場合には、通信途上における安全性が確保できない旨の表示をいたします。
- アクセスログの取扱い  
当サイトでは、アクセスされたお客さまのIPアドレス、ホスト名、使用ブラウザ名、アクセス日時等の情報をアクセスログという形で記録していますが、お客さま個人を特定できる情報は含まれておりません。アクセスログは、ウェブサイトの利便性の向上を目的とし、保守管理やアクセス傾向の統計的分析のために使用しているものであり、それ以外の目的のために使用するものではありません。
- クッキー (Cookie) の使用  
当サイトでは、当サイトの利用状況の統計やアクセスの利便性を高めるために、クッキー (Cookie) の技術を使用しているページがございますが、クッキー (Cookie) の情報により、お客さま個人を特定することはできません。
- Google Analyticsおよびマーケティングツールの利用  
当サイトでは、Googleによるアクセス解析ツール「Google Analytics」、および、その他マーケティングツールを利用しており、これらのツールはデータの収集のためにCookieを使用しています。このデータは匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。また、この機能はCookieを無効にすることで収集を拒否することが出来ますので、お使いのブラウザの設定をご確認ください。なお、アクセス情報の収集方法および利用方法については、Google Analyticsサービス利用規約およびGoogleプライバシーポリシーによって定められています。Google Analyticsについての詳細は、以下のページをご参照ください。  
<https://marketingplatform.google.com/about/analytics/>

クーリング・オフについて内容をよくお読みください。

## クーリング・オフ

次のことは、電力販売の態様が「特定商取引法の訪問販売もしくは電話勧誘販売にあたり、お客さまにクーリング・オフの権利が付与される場合」のみ適用となります。

- お客さまが、特定商取引法で定める訪問販売もしくは電話勧誘販売でお申込みまたは契約された場合、本重要事項説明書を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録により無条件でお申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。その効力は、書面または電磁的記録を発信した時（郵便消印日付など）から発生いたします。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
- 前2項の場合は、お客さまは次のことが保障されます。
  - 損害賠償および違約金の支払を請求いたしません。
  - すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
  - 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払った場合は、すみやかにその金額を返還いたします。
  - お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更され、その原状回復が必要となる場合、お客さまは当社に対し、必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送、またはお問い合わせフォームよりご通知ください。

名称：MCリテールエナジー株式会社

住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）

代表取締役社長：荒木 敬幸

お問い合わせフォーム：

<https://www.evee.energy/inquiry>

媒介業者のお問い合わせ先

<<料金表>>

■ 電動車V2G実証プラン

料金は、基本料金（税込）＋【市場に基づく電気料金※1＋託送従量料金相当額※2×ご使用量＋サービス運営費※3×ご使用量】＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量－【市場に基づく逆潮流買取料金※4＋固定還元料金※5×逆潮流電力量】とします。まったく電気を使用しない場合は、基本料金を半額といたします。

	単位	区分	単価(税込)
基本料金	1 契約	10 A	262.24 円
		15 A	393.36 円
		20 A	524.48 円
		30 A	786.72 円
		40 A	1,048.96 円
		50 A	1,311.20 円
		60 A	1,573.44 円
		1 kVA あたり	262.24 円

市場に基づく電気料金※1

お客さまの 30 分ごとの使用電力量 ÷ (1－エリア損失率) × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率  
 エリア損失率：6.9%

託送従量料金相当額※2

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	6.97 円

サービス運営費※3

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	5.50 円

市場に基づく逆潮流買取料金※4

お客さまの 30 分ごとの逆潮流電力量 × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率

固定還元料金※5

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	11.00 円

解約金	なし	燃料費調整	なし
-----	----	-------	----

<特則>

- ・ 申込み対象は個人または法人とします。
  - ・ 原則、戸建住宅に居住し、お客さま、またはその同一の家屋に居住している家族(以下、「同居家族」といいます。)が、当該戸建住宅を需要場所とする電力契約を小売電気事業者と締結していること。
  - ・ 電動車V2G実証プランの適用は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に当社が指定した充放電機器を電氣的に接続し、当該充放電設備より放電された電力を一般送配電事業者の供給設備を介して当社が買取する買取契約にお申込みいただくことを条件とします。
  - ・ 当該買取契約に関して、以下の要件を満たしていること。
    - ・ 原則、電気需給契約と買取契約が同一名義であること。
    - ・ 買取契約の契約場所と同一の需要場所において、本プランの電気需給契約を締結していること。
    - ・ 一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
    - ・ 当社が指定した充放電設備が逆潮流ありで、送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続になっており、かつ託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守していること。
    - ・ 託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電バランスグループに属していただくこと。
  - ・ 電動車V2G実証プランの適用は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、2026年3月31日以降の最初の検針日前日までとなり、当該検針日以降は電動車V2H実証プランを適用します。なお、2026年3月31日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約する場合は、電気需給契約とあわせて、買取契約も解除いたします。
  - ・ 電動車V2G実証プランから電動車V2H実証プランへの変更の際、当社が指定した充放電設備の仕様を逆潮流なしとする配線工事とソフトの変更を実施し、当該買取契約を解約いたします。その際、当社はあらかじめ一定期間、工事日を当社が適当と考える方法により周知することとします。また、当該プラン変更の際、当社は基本約款第2条（約款の変更）第3項(2)の定めに基づきます。
  - ・ お客さま、または同居家族の名義で別紙に定める対応車種をいずれか1台のみ所有（リース契約等に基づいて第三者が所有する電動自動車を借り受けている場合を含みます。）しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。
  - ・ 同一需要場所内に当社が指定する以下の設備が設置されており、本プラン契約期間中、継続して当該設備を使用していること。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。
    - ・ 充放電設備：VCG-666CN7-R（ニチコン株式会社製）
    - ・ 付帯設備：Nature Remo E2（Nature株式会社製）
- ※上記以外の充放電設備、HEMS機器、太陽光発電設備ならびに蓄電池が同一需要場所に設置してある場合は、本契約申込条件の対象外となります。
- ・ 東京電力パワーグリッドの提供する電力メーター情報発信サービス（ブルーサービス）を利用申請の上、スマートメーターで計測したデー

タを当社が指定した付帯設備と接続いただきます。なお、そのスマートメーターと当該付帯設備との通信には、お客さまのWi-Fiを利用させていただきます。

- ・ 電動車V2X実証アプリを登録し、当該アプリを通じて、電動車の充電、ならびに放電を行うこと。当社は、合理的な判断に基づき、任意のタイミングで充放電の指令を行うものとします。なお、当該アプリは2026年3月31日で終了となります。
- ・ 電動車V2G実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。この場合、電気需給契約の解除に伴い、買取契約もあわせて解除いたします。
  - ・ お客さまが別紙に定める対応車種の保有を確認できない場合。対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
  - ・ お客さまが別紙に定める対応車種以外の電動車を当該充放電器に接続して使用していることが確認された場合。
  - ・ 同一需要場所内の設備が当社の指定以外の充放電設備、付帯設備に変更されていることが確認された場合。
  - ・ 同一需要場所内に新たに太陽光発電設備や蓄電池が設置されていることが確認された場合。
- ・ システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量または逆潮流電力量に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。

〈免責〉

- ・ 当社は、電動車V2X実証アプリに関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性または目的適合性についていかなる保証も行わないものとします。
- ・ 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・ お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・ 当社は、お客さまの設備・車両等の不具合および障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ・ お客さまが2026年3月31日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約される場合は、電動車V2X実証アプリはお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。

〈その他〉

- ・ 本プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として220円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- ・ 当社から是正勧告および是正措置を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、本プランから他の電力プランへ契約を移行する、もしくは解約する場合があります。

■ 電動車V2H実証プラン

料金は、基本料金（税込）＋【市場に基づく電気料金※1＋託送従量料金相当額※2×ご使用量＋サービス運営費※3×ご使用量】＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。まったく電気を使用しない場合は、基本料金を半額といたします。

	単位	区分	単価(税込)
基本料金	1契約	10 A	262.24 円
		15 A	393.36 円
		20 A	524.48 円
		30 A	786.72 円
		40 A	1,048.96 円
		50 A	1,311.20 円
		60 A	1,573.44 円
		1 kVA あたり	262.24 円

市場に基づく電気料金※1

お客さまの30分ごとの使用電力量 ÷ (1 - エリア損失率) × 30分ごとのエリアプライス × 消費税率  
 エリア損失率：6.9%

託送従量料金相当額※2

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	6.97 円

サービス運営費※3

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	5.50 円

解約金	なし	燃料費調整	なし
-----	----	-------	----

〈特則〉

- ・ 申込み対象は個人または法人とします。
- ・ 原則、戸建住宅に居住し、お客さま、またはその同一の家屋に居住している家族(以下、「同居家族」といいます。)が、当該戸建住宅を需要場所とする電力契約を小売電気事業者と締結していること。
- ・ 電動車V2H実証プランは、2027年3月末日以降廃止を予定しており、本プランの適用は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、本プラン廃止日以降の最初の検針日前日までとなり、当該検針日以降はきほんプランを適用します。
- ・ 電動車V2H実証プランからきほんプランへのプラン変更の際、当社は基本約款第2条（約款の変更）第3項(2)の定めに基づきお客さまに周知

いたします。

- ・ お客さま、または同居家族の名義で別紙に定める対応車種をいずれか1台のみ所有（リース契約等に基づいて第三者が所有する電動自動車を借り受けている場合を含みます。）しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。
- ・ 同一需要場所内に当社が指定する以下の設備が設置されており、本プラン契約期間中、継続して当該設備を使用していること。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。

- ・ 充放電設備：VCG-666CN7（ニチコン株式会社製）
- ・ 付帯設備：Nature Remo E2（Nature株式会社製）

※上記以外の充放電設備、HEMS機器、太陽光発電設備ならびに蓄電池が同一需要場所に設置してある場合は、本契約申込条件の対象外となります。

- ・ 東京電力パワーグリッドの提供する電力メーター情報発信サービス（Bルートサービス）を利用申請の上、スマートメーターで計測したデータを当社が指定した付帯設備と接続いただきます。なお、そのスマートメーターと当該付帯設備との通信には、お客さまのWi-Fiを利用させていただきます。
- ・ 電動車V2X実証アプリを登録し、当該アプリを通じて、電動車の充電、ならびに放電を行うこと。当社は、合理的な判断に基づき、任意のタイミングで充放電の指令を行うものとします。なお、当該アプリは2026年3月31日で終了となります。
- ・ 電動車V2H実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
  - ・ お客さまが別紙に定める対応車種の保有を確認できない場合。対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
  - ・ お客さまが別紙に定める対応車種以外の電動車を当該充放電器に接続して使用していることが確認された場合。
  - ・ 同一需要場所内の設備が当社の指定以外の充放電設備、付帯設備に変更されていることが確認された場合。
  - ・ 同一需要場所内に新たに太陽光発電設備や蓄電池が設置されていることが確認された場合。
- ・ システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。

#### 〈免責〉

- ・ 当社は、電動車V2X実証アプリに関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性または目的適合性についていかなる保証も行わないものとします。
- ・ 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・ お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・ 当社は、お客さまの設備・車両等の不具合および障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ・ お客さまが2026年3月31日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約される場合は、電動車V2X実証アプリはお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。

#### 〈その他〉

- ・ 本プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として220円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

当社からは是正勧告および是正措置を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、本プランから他の電力プランへ契約を移行する、もしくは解約する場合があります。

#### ■ きほんプラン

電動車V2H実証プラン廃止日以降、最初の検針日以降は本プランが適用となります。

料金は、定額料金（税込）（※6）（※7）+ {下表の区分に応じた電力量料金単価(税込) × 下表の区分に応じたご使用量 + 燃料費調整単価(税込) × ご使用量} + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込) × ご使用量とします。まったく電気を使用しない場合は、定額料金内の基本料金相当額の半額を請求いたします。

		単位	区分	東京電力エリア単価(税込)
定額料金	基本料金相当額	1契約	10 A	311.75 円
			15 A	467.63 円
			20 A	623.50 円
			30 A	935.25 円
			40 A	1,247.00 円
			50 A	1,558.75 円
			60 A	1,870.50 円
			1 kVA あたり	311.75 円
	固定料金		最初の 120kWh まで	3,576.00円
電力量料金	1 kWh		120 kWh 超過 300 kWh まで	35.50円
			300 kWh 超過分	35.50円

本プランの適用となる際は、当社は基本約款第2条（約款の変更）第3項(2)の定めに基づいてお客さまに周知いたします。

なお、上記金額は2025年7月現在の料金です。本プラン適用時に料金等の変更があった場合は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面（契約締結前書面）および同法第2条の14第1項に基づく書面（契約締結後書面）にて、本プラン適用前後でお客さまへ交付します。

解約金	なし	燃料費調整	あり	燃料費調整額の上限	なし
-----	----	-------	----	-----------	----

※1 東京電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額とします。

※2 「1月」の使用電力量につき、一般送配電事業者が定める託送料金相当額を適用して算定します。

※3 「1月」の使用電力量につき、当社が定めるサービス運営費の単価を適用して算定します。

※4 東京電力エリアのエリアプライスに、お客さまより逆潮流された電力量を乗じた金額とします。

※5 「1月」の逆潮流電力量につき、以下の当社が定めるサービス運営費の単価を適用して算定します。

※6 きほんプランの契約電流 10 A～ 60 Aにおける定額料金は、以下の算式で算定します。

・ 1 契約あたりの基本料金相当額（税込） + 1 契約あたりの最初の 120 kWhまでの固定料金（税込）

まったく電気を使用しない場合は、定額料金内の 1 契約あたりの基本料金相当額（税込）の半額を請求いたします。

なお、お客さまへのご請求明細内訳では基本料金相当額と固定料金を合算し、「定額料金」と表記されます。

※7 きほんプランの契約容量が 6 kVA以上であり、かつ原則として 50 kVA未満の定額料金は、以下の算式で算定します。

・ {1 kVAあたりの基本料金相当額（税込） × ご契約容量} + 1 契約あたりの最初の 120 kWhまでの固定料金（税込）

ただし、まったく電気を使用しない場合は、上記「1 kVAあたりの基本料金（税込） × ご契約容量」の半額を請求いたします。

なお、お客さまへのご請求明細内訳では基本料金相当額と固定料金を合算し、「定額料金」と表記されます。

#### <<燃料費調整>>

燃料費調整とは、原油・液化天然ガス・石炭価格の変動を毎月の電気料金に反映するものです。各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2 か月後の電気料金に反映します。

##### 1. 燃料費調整単価

燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、エリアごとに基準燃料価格（別表 2）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の計算式で計算します。なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。また、基準単価（銭）はエリアごとに別表 3,4 に定めています。

(1) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

・ 燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

(2) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

・ 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000

※燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### 2. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき計算されます。※平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

・ 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ = 別表 1 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円となり、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

別表 1：燃料費調整単価算出係数

α	β	γ
0.0048	0.3827	0.6584

別表 2：基準燃料価格

基準燃料価格
86,100 円

別表 3：基準単価

基準単価	
1 kWh につき	18.3 銭

※上記価格は消費税等相当額を含みます。

《別紙 対応車種一覧》

メーカー	車名	年式	備考
日産自動車株式会社	リーフ、リーフe+	全年式	※以下の型式に限る ZAA-ZE1 ※対応車種の中でも車両側のプログラムを変更する必要がある車両があります。車両のプログラム変更に関しては、自動車販売店へお問い合わせください。 ※日産自動車株式会社の放電非対応EVは本システムを使用できません。放電非対応EVに充電した場合、充電が正常に動作せず、車両にコーションが残る可能性があります。
	e-NV200	全年式	
	アリア	全年式	
	クリッパーEV	全年式	※メーカーオプションの急速充電機能を装着の車両でご利用いただけます。
三菱自動車工業株式会社	アウトランダー（PHEVモデル）	22年式以降	※以下の型式に限る 5LA-GNOW（Pグレード、Gグレード、Mグレードかつメーカーオプション「MITSUBISHI CONNECT」搭載） ※エンジンがかかった状態もしくはイグニッションONの状態ではEVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
トヨタ自動車株式会社	プリウスPHV	19年式～22年式	※CHAdeMO放電対応車種以外は、EVパワー・ステーションをご使用になれません。2023年3月発売のプリウスPHEVはCHAdeMO放電非対応車となるため、V2Hはご利用いただけません。 2019年5月～2022年10月生産の「乗車定員5名の車両」が対象です。 急速充電インレット（外部給電機能〔V2H〕付き）はオプション装備です。詳しくは、自動車販売店にご確認ください。 ※エンジンがかかった状態では、EVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	クラウンSPORT RS	全年式	※エンジンがかかった状態では、EVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	アルファードPHEV	全年式	※エンジンがかかった状態では、EVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	ヴェルファイアPHEV	全年式	※エンジンがかかった状態では、EVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
本田技研工業株式会社	Honda e	全年式	
	N-VAN e:	全年式	急速充電ポート付の車両に限ります。
BYD Auto Co., Ltd.	BYD ATTO 3	23年式以降	
	BYD DOLPHIN	23年式以降	
マツダ株式会社	MAZDA MX-30 EV MODEL	22年式以降	※V2H対応車両（車台番号DRH3P-150001～）が対象となります。
	MAZDA MX-30 ROTARY-EV	23年式以降	
	MAZDA CX-60 PHEV	22年式以降	
	MAZDA CX-80 PHEV	24年式以降	